

社会福祉法人長井市社会福祉協議会たすけあい資金貸付規程

令和3年3月16日制定

長井市たすけあい資金貸付規程（昭和54年12月6日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会が行うたすけあい資金貸付事業に關し、必要な事項を定めるものとする。

（貸付対象者）

第2条 この資金の貸付対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 長井市内に居住する者

(2) 不時の少額な出費などによって困窮し、他からの援助又は資金の貸し付けを受けることが困難な者

(3) 貸付金の償還が確実と認められる者

（貸付条件）

第3条 貸し付けの条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 貸付限度額 一世帯50,000円以内。ただし、やむを得ない場合は100,000円まで貸し付けることができる。

(2) 利子 無利子

(3) 偿還期間 10か月以内。ただし、特に事情があるものについては、これを延期することができる。

(4) 偿還方法 一時払い又は分割払い

（借り入れの申し込み）

第4条 この資金の借り入れをしようとする者は、所定の借入申込書に独立の生計を営む連帯保証人の署名捺印及び民生委員児童委員の意見を付して会長に提出するものとする。

2 生活保護受給申請中の者が借り入れを申し込む場合は、前項の規定にかかわらず、借入申込書に福祉事務所長が意見を付すことにより連帯保証人及び民生委員児童委員の意見を省略することができる。

（貸し付けの決定）

第5条 会長は、前条第1項に定める申し込みがあった場合は、実態を調査し、貸し付けの適否を決定しその旨を本人に通知するものとする。

（借用書の提出）

第6条 前条の規定により、貸し付けの決定を受けた者は、速やかに所定の借用書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に定める借用書と引き換えに資金を貸し付けるものとする。

（届出義務）

第7条 借受人又は連帯保証人が、住所若しくは氏名を変更したとき又は身上に關し重大な

変化があったときは直ちに会長に届け出なければならない。

(償還の免除)

第8条 会長は、借受人及び連帯保証人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。

- (1) 債還期限到来後、債権者指揮を行ったにもかかわらず2年以上償還が行われず、今後の償還も見込めないとき。
- (2) 死亡した場合であって、相続人から債権未済額を償還させることが困難であるとき。
- (3) 所在不明となり、2年以上が経過したとき。
- (4) 生活状態、心身状態等からこれ以上の償還を期待することができないとき。
- (5) その他会長が免除することを適当と認めたとき。

(簿冊)

第9条 会長は、事業の実施状況を明らかにするため、次の各号に掲げる簿冊を整理しておかなければならない。

- (1) たすけあい資金借入申込書綴
- (2) たすけあい資金貸付決定（不承認）通知書綴
- (3) たすけあい資金借用書綴
- (4) たすけあい資金貸付台帳
- (5) その他必要と認める簿冊

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、たすけあい資金の貸し付けに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。